

尾三地区ミニバスケットボール連盟 慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、尾三地区ミニバスケットボール連盟（以下「本会」という）の慶弔にかかる一切について基本事項を定め、以てその円滑かつ適正な運営を目的とする。

(適用)

第2条 この規定の適用を受けるものについては以下に定める。

- (1) 会長、副会長
- (2) 名誉顧問、顧問、参与、監査
- (3) 理事長、副理事長、理事
- (4) 本会に功労があり、理事会で承認された者

(慶事)

第3条 第2条に規定する者の慶事については、以下に定める。

- (1) 国または地方公共団体から叙位叙勲褒章等を受ける場合は、速やかに理事会を開き、祝い金・祝電等、本会の対応を協議する。
- (2) 日本バスケットボール協会、広島県バスケットボール協会、日本体育協会、広島県体育協会、日本スポーツ少年団本部等から、もしくはバスケットボールに関する行為により褒章を受ける場合は、速やかに理事会を開き、祝い金・祝電等、本会の対応を協議する。

(弔辞)

第4条 第2条に規定する者の弔辞については、以下に定める。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 本人が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |
| (2) 配偶者が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |
| (3) 本会役員の父母が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |

(連絡)

第5条 第3条、第4条に定める事項があった場合、関係当事者は必ず、理事長に連絡しなければならない。理事長は速やかに理事会構成員に連絡しなければならない。

(その他)

第6条 慶弔以外で社会通念上必要とされることが起きた場合は、速やかに理事会を開催し、協議決定しなければならない。

本規定は、平成26年4月1日より実施する。